

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な
仕組みの在り方に関する検討会（第9回）議事概要

開催日時：令和元年11月29日（金）15：00～16：00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 10階共用1001会議室

出席者：

【構成員】

岡村 久道（弁護士、京都大学大学院医学研究科講師）※座長

犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）

大谷 和子（株式会社日本総合研究所執行役員／法務部長）

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）

寺田 麻佑（国際基督教大学教養学部政治学・国際関係学デパートメント／准教授）

松岡 万里野（一般財団法人日本消費者協会理事長）

村上 文洋（株式会社三菱総合研究所社会 ICT 事業本部 ICT・メディア戦略グループ主任
研究員）

矢島 征幸（五霞町町民税務課主幹）

【オブザーバー】

大浦 修（総務省統計局統計調査部調査企画課長補佐）

添田 徹郎（行政管理局管理官）

三原 祥二（個人情報保護委員会事務局参事官）

【事務局等】

境 勉（総務省大臣官房地域力創造審議官）

神門 純一（自治行政局地域情報政策室長）

若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）

自治行政局地域情報政策室

議 事：

- (1) 個人情報保護法を巡る動きについて
(個人情報保護委員会事務局よりヒアリング)
- (2) (1)を踏まえた今後の方向性について

《議事(1)について》

【村上構成員】

○仮名化情報は基本的に個人情報として扱うということによいか。その場合、通常の個人情報に比べてどのような活用上のメリットがありそうか。例えば、同じ組織内の他部署に対して比較的提供しやすくなるといった点があるのか、何か議論されている点があれば教えていただきたい。

【三原参事官】

○個人情報の一類型として仮名化情報を位置付ける整理をしたいと思っている。
○個人情報保護委員会がまとめた4月時点での中間整理では、仮名化情報については、開示請求や利用停止請求といった関与を含めた規律の在り方等について、具体的に検討していく必要があると書かせていただいた。この趣旨としては、仮名化情報は個人情報の一類型として位置付けるということではあるが、通常の個人情報だと当然、開示請求や法律違反があれば利用停止請求の対象となる。例えば、そのような規律を緩和する、つまり、仮名化情報は開示請求等の対象としないといったようなイメージを抱いている。

【岡村座長】

○EUでは仮名化に関する制度がGDPRに置かれていて、現時点ではそれを参考にして制度設計を検討されているということか。

【三原参事官】

○EUにも仮名化制度があるというのは、個人情報保護委員会としても承知している。ただ、当然、それを参照しつつも、日本の場合、匿名加工情報という情報が制度上存在しているので、日本の個人情報保護法制の中で個人情報と匿名加工情報の中間的な位置付けとなる仮名化情報をどう規律できるかということを現在検討している。

【村上構成員】

○地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会については、今後どのようなスケジュールで進めていく予定か。期限を区切って進めるのか。

【三原参事官】

○現時点では、具体的に何をいつまでにというところまでは見定めていない状況である。

【佐藤構成員】

○仮名化情報が個人データとして、取り扱われる場合、仮に仮名化情報として公的部門にそのままもってくると、公的部門の非識別加工情報は、個人情報として取り扱われる場合が

あることから、公的部門は個人情報の中に仮名化情報、非識別情報という類型分けとなることに留意がいるのではないか。

- 匿名加工情報と仮名化情報というのがあって、仮に仮名化情報が導入されるとしても、匿名加工情報とは異なる別の制度という理解でよいか。

【三原参事官】

- 匿名加工情報とは異なる独立の情報ということで整理していく予定である。

《議事(2)について》

【佐藤構成員】

- 仮名化情報は、匿名加工情報や非識別加工情報とは異なる独立の情報として整理することであるが、それを踏まえると、仮名化情報が導入されるので地方公共団体における非識別加工情報の導入に関する議論を保留にするというのは理屈に合わないので、仮名化情報の導入を直接の理由として議論を保留にするというような誤解を招かないように、資料2の該当箇所については書きぶりを工夫していただきたい。
- 資料2では「官民を通じた制度全般に係る検討が予定されており」と書かれているが、地方公共団体における非識別加工情報の導入については、行政機関個人情報保護法に合わせた形で議論してきた事情がある、この検討会での議論を保留せざるを得ない理由としては、仮名化情報の導入を含めた個人情報保護法の見直しに伴い、行政機関個人情報保護法が今後どのようになるか分からないというのが一番大きいと思うので、その点を強調して書いていただきたい。地方の制度は、今後の行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の議論がどうなっていくのかということも重要である旨、申し上げておく。

【大谷構成員】

- 匿名加工情報や非識別加工情報は、本人の同意なしにデータを第三者に提供して利活用の道を探るということを可能にする仕組みであって、仮名化されているデータとは違う特性を持っているので、仮に仮名化情報を導入することになったとしても、非識別加工情報について地方公共団体の情報を民間で活用したいというニーズさえあるのであれば、作成組織の意義は薄れないと思う。そのような意味でいえば、一旦検討を区切りとするが、決してこの検討会で議論したことの意義が薄れるものではないと思うので、その点をアピールしてはどうか。

【寺田構成員】

- EUの個人情報保護法制を検討している先生方からは、匿名加工情報や非識別加工情報といった日本独自の仕組みについては非常に面白という意見もあることから、この検

討会で議論してきたことの意義は大いにあると思う。

【村上構成員】

- データを行政庁内で利活用しようとする場合、個人情報のままだと扱いにくいので、一部の行政庁では、これを非識別加工して利活用しようとして議論されていたが、それだと非常に使い勝手の悪いものになってしまうという課題があったので、別の情報と照合しなければ個人を特定できない形の個人情報として仮名化情報というものを導入するというのは、行政庁内でのデータの利活用という面においてはかなりニーズがあると思う。
- 非識別加工情報については、技術検討WGでの議論を見てみても、技術的に完全に個人を特定できない形に加工するのは不可能であるという条件が制度の活用の際に足かせになっているように思う。そのため、技術的に加工可能なレベルまでは加工した上で、後は仮に他の情報と照合するなどして個人が特定されてしまった場合の罰則を強化するといったように、複数の措置を組み合わせることで安全性を担保していかないとなかなか制度の活用が進まないのではないかとと思う。

【三原参事官】

- 匿名加工情報制度等については、加工基準を厳格にしていくというのが一つと、後は加工していることを公表するとか、加工後の情報を照合禁止とするとか、いくつかの措置を行うことで安全性を担保しているということだと思う。個人情報保護委員会としても、加工基準のみで全ての安全性が担保されるという考えでは必ずしもないということは、共通の認識として持っている。

【松岡構成員】

- 地方公共団体や事業者が非識別加工情報を上手く利用していくには、コストや人材といった面でも時間がかかる面があったと思うので、今後個人情報保護制度全体の仕組みをもう一度見直していただいたく中で、より活用が進んでいく取組となることを期待したい。

【矢島構成員】

- この検討会では、特に作成組織の導入について十分な議論をしてきて、中間取りまとめを公表できたところでもあるので、地方公共団体における非識別加工情報制度の導入については引き続き、制度全体の議論の中で検討することを強くお願いしたいところである。
- 法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方についても地方公共団体としては非常に注目しているので、今後議論が深まっていくことを期待したい。